

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和2年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 95,000千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 862,338千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	348,521	252,645	1,984	22,043	71,849
	老人福祉費	13,829	0	2,138	2,745	8,946
	児童措置費	135,835	93,766	428	9,776	31,865
	母子福祉費	6,100	1,211	306	1,076	3,507
	小計	504,285	347,622	4,856	35,640	116,167
社会保険	社会福祉総務費	83,596	48,870	0	8,153	26,573
	介護事業費	176,058	10,910	0	38,772	126,376
	後期高齢者医療費	46,355	34,766	0	2,721	8,868
	小計	306,009	94,546	0	49,646	161,817
保健衛生	予防費	52,044	318	10,348	9,714	31,664
	小計	52,044	318	10,348	9,714	31,664
合計		862,338	442,486	15,204	95,000	309,648

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。